

学校の部活動に係る活動方針

1 基本方針

＜運動部活動＞

スポーツに親しませ、学習意欲の向上や、責任感、連帯感の涵養を目指す。また、スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質・能力を育てる。

＜文化部活動＞

芸術文化等の活動に親しませ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指す。

2 部活動の目的と安全で効率的・効果的な活動の推進

- (1) 部活動顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図り、技能や記録等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成するための活動を通じて人間形成を図っていくこと。
- (2) 校長及び部活動顧問は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 3 月スポーツ庁）「文化部の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 12 月文化庁）に則り、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (3) 部活動顧問は、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」（令和 2 年 9 月スポーツ庁）を見据えながら、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な運営のための体制

- (1) 部活動顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、上記(1)の活動計画等を学校のホームページで公表する。

4 休養日の設定及び活動時間

休養日	活動時間
<u>○学期中</u> 週当たり 2 日以上（原則、水曜日及び土日のうち 1 日とする。 土日が大会等の場合は翌月曜日とする。） <u>○長期休業中</u> 学期中に準じた扱い	<u>○学期中</u> 年間を通じて 50 分間とする。 ※ただし、中体連の大会前 1 週間は最大 30 分間の延長を可とする。 （各部長から顧問を通じて校長へ申請する） ※朝練習は実施しない ○学校の休業日（学期中の土日を含む） 最大 3 時間程度（準備や片付け等の時間を除く）

※上記の活動時間の範囲中で、部活動の特性等を考慮して、部活動単位での設定も可能とする。

※生徒が部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

5 学校単位で参加する大会等

- (1) 学校関係団体（中学校体育連盟等）が主催又は共催する大会等
- (2) 本活動の趣旨に則り、精査した大会等